

8 消安第 2100 号

令和8年7月9日

農業資材審議会長

小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

オキサジアゾン

8 消安第 2101 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

クレソキシムメチル

8 消安第 2102 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ジフルメトリム

8 消安第 2103 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

シモキサニル

8 消安第 2104 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

テフルベンズロン

8 消安第 2105 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

フェントエート（別名 P A P）

8 消安第 2106 号
令和 8 年 7 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

フルベンジアミド